

第二十四回国会 建設委員会 議 録 第十四号

昭和三十一年三月八日(木曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君

理事内海 安吉君 理事萩野 豊平君

理事瀬戸山三男君 理事前田榮之助君

理事三鍋 義三君

久野 忠治君 志賀健次郎君

田中 彰治君 辻 政信君

仲川房次郎君 中村 寅太郎君

二階堂 進君 松澤 雄藏君

山口 好一君 今村 等君

伊瀬幸太郎君 島上善五郎君

榎 兼次郎君 中島 巖君

山下 榮二君 山田 長司君

出席政府委員

建設技官 鎌田 隆男君

(住宅局長)

委員外の出席者

住宅金融公庫総裁 鈴木 敬一君

専門員 西畑 正倫君

三月六日

委員山下榮二君辞任につき、その補

欠として伊瀬幸太郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員伊瀬幸太郎君辞任につき、その

補欠として山下榮二君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員大高康君、榎兼次郎君、田原春

次君及び安平鹿一君辞任につき、そ

の補欠として辻政信君、川島金次

君、山田長司君及び伊瀬幸太郎君が

議長の指名で委員に選任された。

同日

委員辻政信君及び伊瀬幸太郎君辞任

につき、その補欠として大高康君及

び安平鹿一君が議長の指名で委員に

選任された。

同日

理事大島秀一君二月二十八日委員辞

任につき、その補欠として同君が理

事に当選した。

同日

理事三鍋義三君三月三日委員辞任に

つき、その補欠として同君が理事に

当選した。

同日

理事萩野豊平君三月五日委員辞任に

つき、その補欠として同君が理事に

当選した。

本日の会議に付した案件

理事の互選

住宅金融公庫法の一部を改正する法

律案(内閣提出第九一号)

○徳安委員長 これより会議を開きま

す。住宅金融公庫法の一部を改正する法

律案を議題とし、審査を進めます。前

回は本案に対する提案理由の説明を聴

取いたしました。今日はその補足説

明を聴取いたします。鎌田住宅局長。

○鎌田政府委員 今回提案になりました

住宅金融公庫法の一部を改正する法

律案の逐条につきまして、簡単に御

説明を申し上げます。耐火構造

の住宅及び簡易耐火構造の住宅の定義

を加えることとしたしまして、簡易耐

火構造住宅の定義は、従来のものにさ

らに主要構造部を不燃材料等の燃えが

たい建築材料で作られた住宅も含むよ

うに改めました。

次に第十二条の二及び三の規定は、

公庫の業務の運営の公正を期するため

に、役員及び職員及び兼職禁止を規

定したものとさせていただきます。十六

条の規定は、現行法におきましては、

公庫の役員及び職員を国家公務員と

し、一般職の職員としての給手を受

けることに、ただいま相なっております

が、これら役職員を国家公務員で

ないものとしたしまして、刑法等の罰

則の適用についてのみ公務に従事する

職員とみなすこととしたのでござい

ます。次に十六条の二の規定は、公庫が退

職手当の支給の基準を定め、または変

更しようとするときは主務大臣の承認

を受けるようにいたしております。第二十

条第一項の規定は、以下の改正

は、以上の改正に伴いまして関係条文

の整理を行なったものでございます。次に附則について御説明申し上げます

附則第一項は、この法律の施行

のため公庫は相当の準備期間を要しま

すので、施行期日を六月一日としたし

てでございます。附則の第二項は、現在の公庫の役員

及び職員のうち、恩給法の規定の準用

を受けていた者で、この法律の施行後

も引き続き公庫の役員及び職員とし

て在職する者に対しては、従前通

り恩給法の規定を準用することにした

しております。附則の第三項及び第四項でございま

すが、附則第一項の規定を実施するた

めの手続の規定でございます。

第五項は、現在公庫の役員及び職員

である者が、この法律の施行後も引き

続いて公庫に在職し、さらに引き続い

て国家公務員となつて退職したときの

こととさせていただきます。そのときは公庫に

在職した期間を国家公務員としての在

職期間に算入をいたしまして、退職手

当を支給するものといたしてございま

す。附則の第六項は、公庫の役員及び職

員の地位の変更に際しまして、国家公

務員としての退職手当を支給しない。

現在公庫の役員及び職員が国家公務員

でなくなりました場合、公庫の職員に

なりました場合に、国家公務員として

の退職手当を支給しないということに

いたしております。附則の第七項は、この法律の施行

後、公庫がその役員及び職員に退職手

当を支給する場合には、改正前の国家

公務員としての在職期間を改正後の公

庫の在職期間に算入するようにいたし

ております。附則の第八項から第九、第十、第

十一項までは、共済組合、旅費、災

害補償及び秘密の保持等につきまし

て、国家公務員でありました場合か

ら、公庫の職員と切りかわりました場

合の、それぞれ必要な経過措置を規定

いたしてあります。それから附則の第十二項から十七項

までは、住宅金融公庫法の改正に伴い

まして、関係法律の改正を行うことと

いたしてさせていただきます。

以上、本法案の概略を御説明申し上げ

ました。何とぞ慎重御審議の上、す

みやかに御可決をお願いいたします。

○徳安委員長 本案に対する質疑に入

ります。質疑の通告がありますから、

これを許します。前田榮之助君。

○前田(榮)委員 住宅金融公庫に関し

て改正案が出されたのであります。公庫

の従業員が公務員の待遇を受けてお

つたのを、他のこれに類する機関と同じ

ように公務員からはずして、その均整

をとるといふように御説明があったの

でございまして、そうした場合には、

従業員の待遇が低下されるのでは

ないかというのをわれわれは心配す

るのであります。低下にはならない

かどうか、この点を御説明願いたい。

○鎌田政府委員 今回の身分の切りか

えにつきましては、各職員の給与上の

問題は、むしろ上昇はいたしますが、

低下はいたさないように相なるはずで

ございます。

○前田(榮)委員 公務員は一定の年限

がたちますと、文官恩給を受けること

になつております。多少待遇がよく

なる程度で、将来のいわゆる生活保障と

もいふべき恩給法の適用を受けられな

い場合に、将来の生活保障に明るみを

持たせる必要があるのではありませんか、

それはどうなりますか。

○**鎌田政府委員** 現在公庫の職員の中で恩給法の規定の適用を受けている者が今度の身分切りかえに当ってどうなるのか、こういう御質問のように承わったのでございますが、この点につきましては、今回の改正案におきましても、従来そういう恩給法上の既得権を持つていた者につきましては、恩給法を準用いたしまして継続するというふうに規定をいたしておるわけであり

ます。

○**前田(榮)委員** 公庫の従業員に対しては、公務員共済組合法の適用はどうなりますか。

○**鎌田政府委員** 今日までは国家公務員でありますので共済組合法の適用を受けておりますが、今回の改正に伴いまして国家公務員でなくなりまして、共済組合法の適用はなくなるわけでございます。従いまして、健康保険法というふうな適用はございますが、共済組合法の適用はなくなるわけであり

ます。

○**前田(榮)委員** 公庫の将来を考えたときに、十年十五年の将来には、これから公務員でなくなった者が、現在少々他の公務員よりもいい待遇を受けたといたしまして、十年二十年の後に一定の年令に達して、公務員は恩給をも

らって老後の保障ができる。ところが公庫の者はそれができないということになると思ひますが、それに対しては将来どういう処置をされるか。

○**鎌田政府委員** 御質問に関連しまして現況を多少御説明申し上げたいと存じますが、現在公庫の役職員の中で、公庫が設置後に採用になりました人々の身分というものは国家公務員でありますけれども、恩給法の適用は受けてないのでございます。その割合を見ますと現在公庫の役職員が七百十五名おります。うち百六十六名だけが恩給法の適用を受けておられて、大部分の五百数十名という人は現在国家公務員の身分を受けておられながら、恩給法の適用は受けてないのであります。従いまして今度の改正におきましては従来恩給法の適用を受けておりました百六十六名につきましては従来既得権といひますが、その継続として当分の間恩給法を準用するという規定はいたしましたが、従来恩給法の適用を受けていないが、従来恩給法に類する方々につきましては、その適用はないのでございまして、今度は給与上国家公務員よりはベース・アップになる、こういう点が違ひだけでありまして、恩給法上の問題はこの法律改正によつてその五百数十名の人々につきましては影響ないわけでございます。そういうふうな事情に相なります。

○**前田(榮)委員** 私のお尋ね申し上げておるのは、現状は御説明の通りであるのですけれども、公庫の従業員が、これは公庫ばかりでなしに公団もそうだとお尋ねしますが、これらの従業員の将来、日本の国民に国民年金制度が制定されていらないのでありますから、こういう俸給生活者の将来については老後の生活保障というものを考えるべきじゃないか、現在の制度はどうなつておつても将来を考えなければならぬ。それについて何か施策が考えられておるか、こういうことをお尋ねしておるのであります。

○**鎌田政府委員** 現在のままの制度の上におきましては、そういう方々は今度は厚生年金保険法の適用を受けるわけ

でございます。しかしただいま前田委員からお尋ねのこういう特殊法人といひますか公益法人、こういう政府が作つてゐる特殊法人全体を通する年金制度、そういうものはどうか、こういう御質問のように拝承したのでござい

ますが、そういう特殊法人だけの年金制度といひますが、恩給に変わるべきという制度につきましては、将来全般的に考慮をする必要があろうかと思ひます。これは研究してみなければいかぬと思ひます。

○**前田(榮)委員** その次にお尋ね申し上げたいのは、この住宅金融公庫の制度を公団その他の制度といひる比べ、住宅金融公庫だけが公務員になつておるからそれを他の公庫類似の特殊法人と同じようにするということであり

ます。これは政府機関として当然なことだと思ひます。ところがこの法律の中で、役員の問題でこの金融公庫だけが総裁一人、理事五人以内となつて副総裁はいない。他の公庫であ

らうが、公団であらうが、公社であらうが、こういう例はないと思ひますが、金融公庫だけそういうことでほうつておくのはどういふわけであらう

ことになつてゐるのか、お尋ねします。

○**鎌田政府委員** 金融公庫と名のつきましますものは現在四つございまして、国民金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、その四つでござい

ます。そのほかに公社、公団がいろいろございまして、この四つの金融公庫をずつと見ますと、この中で副総裁がおりますのは国民金融公庫のみでござい

ます。あとの三公庫には副総裁がおりません。職員の数を比べてみますと、国民金融公庫が一番多い

うであります。従いまして、そうなりま

す。どうしても人間でありますから、その運営が独善的になりまして、いろいろの弊害が起るということで、奈良県では一昨

年桜井に大火があつた。その当時において非常に難儀をした。こういう災害がいろいろあることを考へると、せ

び一県に二つ以上代理店を置くことが運営よろしきを得ると考へますので、この点についての御所見を承

りたいと思ひます。

○**鈴木説明員** お答え申し上げます。仰せのように奈良県につきましては南都銀行が一行だけ私どもの方の委託金融機関としてございまして、もつとも

一つ大和高田市にその支店はございまして、南都銀行が一行だけ私どもの方の委託金融機関としてございまして、もつとも一つ大和高田市にその支店はございまして、南都銀行が一行だけ私

ます。今までのところ実は格別不自由も考えなかつたのですから、そのまゝに相なつておりました。近年奈良県下において、たとへば鉄道の沿線開発のための建て売りなども、だんだん数が増して参りました。状況も異なりますので、近い将来の状況を勘案いたしまして、将来においては適宜店舗も増して参らなければならぬ場合が起るのではあるまいかという事を、ただいま若干予想しておるような次第でございます。

一応お答えいたします。

○仲川委員 ただいま総裁から承りましたが、大抵奈良県の受託金融機関というものは、御承知のように南都銀行が一行だけであります。ところが最近これの利用が相当ふえて、一行ではいけないというので、三和銀行とか、大和銀行とか、その他有名な銀行がたぐさん出て参りました。今日では奈良県の金融の運用は、むしろ南都銀行より他の方が多いというほど取引が増加しておるのであります。従ひましてこれら取引関係の上から考えましても、やはり一つとなればどうしても県民の期待に沿えない。また妙なものであります。あなたはいまうまいっておるとおっしゃいますけれども、県民の非難が相当あるのであります。どうして一行ではうまいかないという相当強い要望がございます。これは奈良県のみならず、他府県にもございましょう。どうしても二つ以上持つということが必要でありまして、それによつて受ける利益は相当多いと思ひますので、一つ速急にやるということをお考え願ひたい。もう一ぺんこれについて御意見を伺ひたいのであります。

○鈴木説明員 御趣意はよく拝聴いたしました。大体従来の私どもの考え方といたしましては、なるべくその都道府県の中に本店があり、その金融機関を利用したい。府県の境界を越えて他府県に本店がございまして、たまたまその県内に支店等を持ち合せて、しかも有力な、堅実な金融機関も少くないのでございまして、なるべくならその県内に本拠を持ち、本店を持つてゐる金融機関——これは必ずしも銀行に限りませんで、ある場合には相互銀行あるいはまた信用金庫等の種類も含めましての考え方でございます。本店を持つ金融機関を利用したい。その県内に適当な信用度、すなわち資金量等を持ち合せているとか、たくさんあるとか、あるいは多年の業績があるとか、そういう適当な金融機関が万々ない場合におきましては、万やむを得ず他府県に本拠を持ち、本店を持つてゐる銀行、金融機関のその県内の支店を利用するやうな場合もございまして、奈良県内にどういふ金融機関があるか、ただいま手元に材料がございせんけれども、御趣意を承りましたから、今後において適当な措置に出たい、かように考えておるわけでありま

す。

○仲川委員 いろいろ御丁寧に御示しただきまして、奈良県では本店を持つてゐるのは南都銀行と三栄相互銀行であります。そのほか有名な銀行がほとんど出ておりますが、その銀行は三和とか大和であります。あなたに御心配願つて一日も早くやつてもらふことが、奈良県の利益になりますし、また他府県においても非常に便利

になつておりますので、この金庫の運営をまづつとらなされる上において、早急にやつていただきたいということをお願いしておきます。

○徳安委員長 伊瀬幸太郎君。

○伊瀬委員 私は公庫の総裁に二、三お尋ねしたい。先刻仲川委員から奈良県下における受託金融機関が一県一行であるという事を指摘されて、もう一つふやしてほしいというやうな御要望がございましたが、総裁からそれならふやすというやうなはっきりした御確答がなかつたのであります。私はこの機会に、ふやすものであるならふやすという事を率直に確答願ひたいと思ふのです。仲川委員もおっしゃつたやうに、一県一行ということになるの大へん弊害が伴ふ。この受託銀行の一覧表を見ましても、全国で一県一行というものは奈良県と山梨県の二県しかないわけですね。一県一行というこの受託金融機関の御指定というものは、どういふ基準でなさつておるか、この機会にお伺ひしたいのであります。

○鈴木説明員 ただいまのお尋ねにお

答え申し上げますが、その地方におきます信用度の高いあるいは業績の長い、そういう金融機関をなるべく私の方の指定金融機関として業務を委託したい。先ほど申し上げましたやうに、同じことならその都道府県に本店を有する金融機関をまず優先的に取り上げて勘案したい。しかしその県内に金融機関が数多くあつても、その資金量において割合之いとか、創立後まだ間もないというやうな状況でございすれば、他府県に本店を有する金融機関の支店もまたやむなし、かような考

え方でおります。金融機関の店舗の数などは、大体その県内における私どもの業務の需要の程度、それから県内の地理、交通の状況というやうなことを勘案いたしまして適宜にきめていく。実際の状況を申し上げますと、その県内のまだ私どもの委託を申し上げていない金融機関から進んで指定を受けさせてくれ、また当該府県知事あるいは市長等もぜひふやせ、こういうやうな御要望がきわめて熾烈な場合が多いのでございまして、それで、かりに奈良県を考へるならば、私どもの出先であります大阪支所、そういう私どもの支所は対して、そういう地方からあるいは金融機関自身から、資金量、沿革、支店の数、業務の実績というやうなことに關する資料を御提供下さいまして、公庫側においてその適否を決する材料を御提供下さつて、認める、こういう御希望が出るのでございまして、私どもの方では、適宜勘案いたしまして、両主務省、すなわち建設、大蔵両省大臣の同意を得て、公庫総裁が代理店舗を指定する、法律の規定でさうなつておりますので、さうな手續を経まして指定して御契約をする、こういうやうな順序に運んでおります。なお、ただいまのところ直ちに奈良県下においてどういふ店舗が適当であるかという実情も、実は手元に詳しい資料を持つておりませんし、即席で御返事申し上げられれば大へんけっこうと私も思ひますけれども、ただいまのところそれまでできませんので、追つて関係の大阪支所等にも諮りまして、相談をいたしまして、勘案して進行したいと思ひます。即席で名答を申し上げられたいので、はなはだ遺憾でござい

ますが、さう御承知願ひます。

○伊瀬委員 そうすると、総裁は先ほど奈良県における取扱銀行が大へん堅実にやつておるといふやうな御話でしたが、堅実という事は、借りる人に非常に制限を加えて、嚴重なことをやつておるといふやうなことになるので、実際にいってこつていふ運営をやられたら、ほんとに借りたという人が借りられないやうな現状なんです。鳩山内閣が四十三万戸の住宅というのをとおっしゃいましたが、非常に住宅を建ててもらいたいというやうな希望と熱意に燃えておつても、今の南都銀行がやつておるやうなことをやられたら、ほんとに家を建てなければならぬやうな人が建てられないやうな状態に追いやられてゐるのです。参考までに申し上げますと、昨年の七月に磯城郡の桜井で大体二百四十、五十という大火がありました。これは小さい町です。この町の四分の一が焼失したわけですから、この申請をやつたところが、公団の方では百八十六戸を審査して建てる、こういう決定を見たのですが、これが実際に建てられる結果になつたのは五十三戸です。そしてそのうち南都銀行が決定したのが、たつた七戸しかないのです。あとの焼失した住宅の人たちはどうしてゐるかとすると、乾藁倉庫のコンクリの上に薄べりを敷いてこの冬を越したというやうな状態なんですよ。私は直接桜井の警察署長にも会いまして、このやうな状態であるのに家を建ててくれない、そして貸してやるというのには銀行がいかにろくなむずかしいことをいつて貸さな

いというのですが、こつていふ事實は御存じでしょうか。

○鈴木説明員 桜井町の火災の善後処置に關する私どもの貸付の件でござい

ますが、これは初めに仰せになったように、焼失戸数が百六十数戸でありまして、いろいろ地元からの御陳情あるいは大阪支所の調査というようものを総合いたしまして、私どもの方といたしましては、焼失戸数の約三割の範囲内において貸付してよろしい、こういうことを指示いたしましたのであります。結果におきましてはそれほどたくさんさんの戸数にお貸しができなかった、こういう報告を受けております。その間における南都銀行——委託店舗の査定と申しますか、調べが過酷であつて、そのために減じた、こういうふうには私どもの方では承わっておりませんが、とかく災害時におきます貸付はいろいろな点で難点がございまして、水害等の実例であります、これは何年か前に奈良県下の、むしろ紀州に近い方で水害があつたかとぼんやり記憶しております。あるいはお近くであります、和歌山県の先年の水害、この水害などは実にひどいのであります、家財もろとも流される。従つて商店等でもすれば買い置きの商品、いわゆるストックも全部流される。農家であれば、生産手段である田も畑も砂原どころか石原になつてしまふ、しかもこれが数年にわたつて生産のできぬように回復がむずかしい。そういう状況でありますので、家財でありまして、なかなか臨時を争う避難時において、証書その他の焼失するような財宝類を持ち出すことができませんので、いわゆる裸一貫に相なるのであります。そういう人たちにできるだけお金を貸しまして住宅を回復して住居の安定を得てもらおう、こういう趣旨におきまして、私の方といた

しましては、努めて罹災庶民のためにできるだけ貸しするよう努めておる精神ではございますが、何分罹災直後の罹災救助法による救助住宅でございまして、国庫補助的にお金を上げてしまふわけでもございせんので、われわれの与えられませんでした職務といたしましては、やはりお貸付して、ある年限内において元利金をお返しを願つて、そうして再び新しい需要者に再貸付をするというふうな考え方におきまして、お返しを願わなければならぬといふので、われわれ主務者といつては非常に悩むところであります。そういうことでこの災害については何割以内はお貸ししてもよろうといふことで、ワクだけは決定してしまつても、実際に希望される方のいろいろな条件を調べて、いわゆる信用度等を調べてみましたときにおいて、瞬時を争うような水害、火災のような場合におきましては、ほんとうに裸一貫になつてしまふといふようなことにお気の毒な方方が多いのであります、そういう方にお金を貸してあげて、しかも毎月毎月の返済の元利金を確にお支払い下さるという見きわめをつけて選定をいたさなければならぬのであります。これは南都銀行に限らず、どここの委託店舗もなかなか苦しい立場に立たされて、われわれ公庫関係者全体がそうでございますが、まことに涙のみながらお貸しし得ないという方々ができて参るのであります、われわれの示したワク内で全部充足するようなことはなかなか来れでございまして、そういう意味合いにおいて、あるいは今聞き込みの事実を詳しく承わりましたならば、そのワク内において

非常に実際の借り受け者が減じたといふような場合においては、若干御非難のような点もあるいはあつたのかも知れませんが、ただいままで聞き及んでおり、報告を受けたところでは、特に過酷な査定をしたために減じた、かようなことには受け取つておりませんけれども、なおたゞいまのお話もございまして、重ねて支所等にこれが十分な調査を命ずるような段取りに取り計らつて安心を得たい、かように考へておる次第であります。

○伊瀬委員 これから取り調べさすではお過ぎるのです、焼失して、審査の結果特別融資の資格のあるものが百六十八戸ある。そして抽せんの結果五十三戸が当選した。そのうち建築したもののがたつた七戸しかない。四十六戸が辞退しているわけなのです。この辞退はあなたのおっしゃる通りに、あまり取扱ひの規定がめんどうござい——いろいろうやめなものを参考のためにもらいました、公庫住宅を建てるためにとか公庫住宅の設計から竣工までとか、この公庫の取扱ひの規定を見ましても、実際これは借りられないようになつてゐる。ほんとうに家のほしい人がこのような手續をして——大体これを見ましても、金を借りたいという申し込みをするときにはすでに保証人二人を要する、保証人の印鑑証明を要する、まだ金を借りていないのに、その保証人は常時その金融機関で取引をしている人でなければ保証ができないとか、あるいはまたせつかく当選して建築しようとしても、それには二十万円の常時預金を持つてゐる人でなければならぬとか——二十万円を常にその受託銀行に預金してゐる人であるなら

ば、そんな金融公庫の金を借りなくとも建築はできるはずなのです。まことにこつこつ煩雑な、何通こしらへるかわからぬような規定をもつと簡素化するようには私は要望したい。この点至急に改正をするというふうな御意思はなんでしょうか。これはあなたの方でこしらへておられるのですか、建設省が許可しているのですか、どうですか。

○鈴木説明員 ただいま御指摘の、たとえば借り入れ申し込みの際に保証人の氏名住所を明らかにして、その印鑑証明までつけて出せ、そこはその後改正いたしました。仰せのように不必要な時期に、まだ借りられるか借りられぬかわからぬ時期にそこまで書類をつけてもらふといふのは、要らない煩雑をお願いするわけでございまして、これは最近やめましてございまして。

○伊瀬委員 いつやめましたか。

○鈴木説明員 三十一年度分からやめたいといふことで、今国会にかかつております予算によつて三十一年度の個人住宅の申し込みを受け付けるときから、最初からはそういうものを出さぬでよろしいといふことに改めるように、関係主務省とも協議の上で内々の御了解を得まして、公庫でそういうことに改めることにして、内々の通知を支所まで与えております。それは一例でございますが、それはかりでなく手続は将来も気のつく限り時々簡単にするようには改めたいと考えております。それから住宅の建築の基準等について非常にめんどうさいというお話がございましたが、これはある程度はやむを

得ないことだらうと思ひます。というのは、罹災者に対して提供するための応急住宅を建てる、そういうのはいいわゆるバラック程度でよろしいのでございまして、それでなくて私の方は、金を借りて自分で住む自己所有家を建てていただくわけですから、いわば永久建築として建てていただく、そういうことになりますから、応急住宅、バラック等とはほど違つて恒久的の耐久力のある、そういう質の建物を、たとい木造でありましても建てていただくように基準をきめておられますので、その点は御本人たちにおかれましてよく御了解を願へば、やむを得ぬものと御了解下さるものと信じております。その他まだお尋ねがあつたようですが、手續は毎年できるだけ軽くしていきたいと思つております。それから銀行に二十万円以上預金が常時あるような人でなければ貸し付けないといふこととありますが、われわれのつもりではそういう取扱ひはやつておらぬつもりでございますが、何らか確実といふような意味合いにおいて——どうせ私の方が建築費全部をお貸しするわけでございます、御承知のように二割なり三割五分なり、もつと言いますと公庫から借りた額に近いぐらいの自己負担金を持たなければ建たないという実情でございますから、そういう意味で自己負担金が果してある人かどうかといふことを、金融機関なり出先の方でいろいろ調べて、お尋ねして、そしてこの人なら大丈夫だといふ方にお貸しをするといふような心持で審査をした中の一つの手段としてそういうことがあつたかも知れませんが、常時二十万円以上の預金があれば云々というこ

とは私どもの趣旨でございます。何か特殊の事例でもあったのじゃないかと思いますが、なおそれは将来のわれわれの執務上の参考としてよく考えてみたいと存じております。

○伊瀬委員 これは参考にしていただくような問題じゃない。これは銀行が一県一行であるがゆえにそういうような横暴をするのです。またこの申請をするときには税務署の証明をつける、いわゆる所得税の滞納があるかないか、あるいはまた町村役場で県税あるいは住民税その他一切の税金を滞納しておるかどうかを調べる、こういうことで滞納してあるということになれば全然貸さない、こういうことになったらやむを得ない税金の滞納とかあるいは所得税なんかで異議の申立てをしている、そういう最終決定を待たずにこの申請をする趣意は、やむなくその所得税を払わなければ受け付けてもらえない、こういうことになる、言葉をかえせば国の滞納整理の一環になつていけるような格好になるのです。これは銀行が一県一行であるからそういうような弊害が生じるのであつて、お隣の和歌山県にしても、たくさん簡単に貸し出したとおっしゃるが、和歌山県には数行の委託金融機関を持っておる。奈良県は一県一行だから従つてそういうような場合が出てくる。あるいはまた大阪府におきまして、私どもよくそれは見ておることだが、金融機関を信用金庫もやつておる、あるいは相互銀行もやつておる、こういうようなことで取扱いはきわめて親切にそれをなされておる。ところが奈良県においては独占しておるから従つて借りる味方にならずに貸す味方になつておるというように

ことで、現実には家を建てることでできないような現状なんです。だからこれは研究するとか調査するとかいう問題ではなくして、即刻に一県一行の弊害を改めてもらいたい。私はこの金融機関に頼まれておるものでもありませんので、金融機関はそこを御指定なさつても私はけっこうですが、借りる人がもつと簡単に、もつと親切に取扱ひができるような方法を講じてほしいのです。これがなかったらもう奈良県においては、貧困者には家が建たない。これは総裁どうですか。

○鈴木説明員 御趣意はよくわかりましたから、一つそのような御趣意で実際に當つてみたいと思つております。先ほど申し上げましたように、具体的にどういふ規模と信用力のあるものが奈良県下にあるか、今具体的確信のある資料を持ち合せておりませんので、即席でお答えは申し上げかねます。けれども御趣意はよくわかりましたから、近い将来にそういう方向へ向つて措置をいたしたいということだけを申し上げてお答えにかなえたいと思ひます。

○伊瀬委員 総裁の御意見は、そうすると近い将来に必ず一県一行の弊害を改める、こういうふうに了承してよろしゅうございませうか。

○鈴木説明員 承知しました。

○伊瀬委員 それで大体金融公庫の方の御意見はわかりましたが、さらに一つ建設省のこれに対するお考えをこの際聞かしていただきたいと思ひます。

○鎌田政府委員 建設省といたしましても御所論の点まことにごもっともと存じております。そこでただいま総裁

からお答え申し上げましたように、こういう弊害が生じますれば改めたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○徳安委員長 三鍋義三君。

○三鍋委員 私は質問をいたします前に委員長に一つお願いしたいのでございしますが、こうやつて国会は二大政党が対立いたしましたして国政に参与することになりまして、国民が非常な期待を寄つていたと思うのでございします。ところが国会の審議の過程を見ますと、どうも相当の批判があります。保守党は絶対多数にあぐらをかいてい

るし、社会党は少数だからいくらやつたつて勝負はきまつてい、こいつたところでは国会の審議が非常に低調であるという世論が相當に起つていてと私思ひます。私たちがやはり国会議員といたしまして、法案の審議に當りましては、少くとも定足数を確保して慎重にやりたいたいと思ひます。私の党といたしましては、定足数に満たない場合は委員会を開かないようにせよという強い命令を受けておるのでございします。これは国民の信頼にこたえるゆゑであると思ひますので、今後の建設委員会におきましても、私たちがもつとけん気をつけますけれども、委員長は一つ与党の方にも呼びかけられまして、少くとも定足数を確保して慎重審議を、そういう態度に持つていつていただくことを心からお願ひする次第でございします。

そこで住宅局長にお尋ねしたいのでございしますが、今度の金融公庫法の改正の要旨の第一といたしましては、住宅金融公庫の現職員は国家公務員であるけれども、これは設立後五年も経過

した現在においては、役職員を国家公務員として存在させる必要が認められないようにした、こういうのでございしますが、国家公務員としての必要を認められなくなったというその根拠、理由、これを明確に一つ御答弁願ひしたいと思います。

○鎌田政府委員 国家公務員としての必要を認められなくなったということにはいろいろの意味があると思ひますが、まず大きな点で申しますれば、五年もたちましていろいろの身分のいろいろの給与体系を受けたいろいろの人が混在しておるということが、人事管理上あるいはいろいろの意味合ひにおきまして工合の悪い点の一つでございます。それは先ほど前田委員の御質問の際に申し上げましたことであるが、七百十五名のうち恩給法の適用を受けているような人が百六十六名おる。そのほかの人は恩給法の適用は受けないけれども、またた身分だけを国家公務員として縛られていた。いろいろそういうふうなアンバランスといひますか、そういうような点も生じています。この際は公庫と同様に身分の切りかえをした方が適當であらう、こゝろいうような考え方を持ったわけでございます。

○三鍋委員 そうすると今までの組織という構成では、その機能を十分に發揮することができなかつたから、それをすっきりしたものに、今後ますます金融公庫の業務を充実したものにしたい、こゝろいうことでございしますか。

○鎌田政府委員 設立当時の経過をすつと考へてみますと、設立当時はやはり国家公務員であるのが非常に適

当であつたと考へるのでございします。従ひまして公庫の業務も非常に着実にすつと行われて参りまして、約五年を経過いたしましたわけでございますが、その間に新規採用になりましたり、いろいろの人の変遷がございました。そこで今日の状態におきましては切りかえた方が全般的にうまく運営せられるであらう、こゝろいうふうに考へたわけでございます。

○三鍋委員 そうすると急に態勢を整備しなければならなくなつたからその処置としてやつた、まあ五年もたつたから職員も大分なれてきてい、それから正常な姿でいきたい、こゝろいうわけでございますか。

○鎌田政府委員 一番最初の公庫を設立いたしました当時のことを考へてみますれば、確かに国家公務員にいたしました一つの理由は、こゝろいう公庫という組織を作りまして、すぐその業務に取りかかるというためには国家公務員でありました者をすぐ移しまして充て足させる、こゝろいうことが必要で行われたものと思ひます。これはその後生じた住宅公団あるいは今度ですます道路公団につきましては、そういう必要があらいますので、恩給法の出入りの継続とか、そういう問題をどうしても法律に盛らざるを得ないような事情、そういうことから考へまして、速急に業務を開始するためには国家公務員としての身分の人を移して仕事をさせる、こゝろいうことが必要だつたと思ひます。

○三鍋委員 この改正案の第二条に二つの項目が加えられたのでございしますが、その第六号に簡易耐火構造の定義について改正の事項が書いてあるの

ございます。私がお聞きしたいのは終りのところで、「又は主要構造部を不燃材料その他の不燃性の建築材料で造つたものをいう。」こういう工合になつておるのでございますが、この点をもう少し具体的に御説明願いたいと思ひます。

○鎌田政府委員 ただいまお尋ねの簡易耐火構造の定義を変更したところでありましたが、従来の公庫法におきましては、こういう簡易耐火構造の範疇のものに貸付をする、こういうことになつておつたのであります。その規定は実は簡易耐火構造が非常に狭い意味の簡易耐火構造となつておりまして、つまり外壁のみを耐火構造にしまして、その他屋根とかさういふところは耐火構造でなくともよろしい、こういう構造だけを簡易耐火構造としておつたのであります。ところがその後建築技術、建築材料の最近の趨勢、進歩発達の状態から見ますと、その程度の耐火性能を持つような構造の家がその後かなりたくさん出て参りました。そこで外壁を耐火構造として屋根を不燃材料で作つたものと同程度の耐火性能を有するという意味におきまして、主要構造部を耐火構造ではなくても不燃材料その他の不燃性の建築材料で作つた家、さういふものも加える必要があるというところでその範囲を拡大したわけでございます。これをもう少し具体的に「主要構造部を不燃材料その他の不燃性の建築材料で造つたもの」とはどういうものかというところは、いろいろ考案がありますので、一がいにここで申し上げることはできませんが、一例で申しますれば鉄骨むき出しのものは、実は建築基準法によりますと耐

火構造ではないのであります。これはさういう軽量の鉄を骨といたしまして、それに不燃性の材料、たとえば最近でておりますドリゾールあるいは木毛セメント板、あるいはこれらの類のボード類、さういふものでその鉄をおおひまして、それで作り出した簡易の耐火構造というのか、さういふような新考案が最近いろいろでてきております。さういふものは耐火性能からいつても燃えにくいので、耐火構造とは言いがたいけれども、都市の中の家屋として普通の木造よりは推奨すべきものである、さういふような考え方がさういふ種類のものを準耐火構造とさういふ意味における簡易耐火構造、この範疇に加へたい、さういふ改正であります。

○三鋼委員 附則の第六項であります。退職手当は支給しない、さういふ工合に今度新たに規定されたのであります。この点本人が希望した場合は支給してやつていいのじゃないかと、このように考えられるのであります。しないと断定的にさういふ規定を設けられたその根拠をお聞きたいのであります。

○鎌田政府委員 この法律によりまして自然に身分が切りかえられた場合は継続していくという原則にいたしましたのであります。もしかしてどうしても退職したいという場合、やり方によりましては一日かりに切つた場合というよりなときにはこれの適用にはならない、ほんとうに退職しまして、その次にまた一日置いて採用になつたという場合にはこの法律の適用はないわけでございます。自然にこの法律に基づきまして身分が切りかえられて、継続で

一日一時間も明かすことなく継続していった場合の例ということでさういふ規定になつたのであります。

○徳安委員長 この際理事の補欠選挙を行いたいと思ひます。理事大島秀一君、荻野豊平君、三鋼義三君が委員を辞任されましたので、理事が三名欠員になつております。理事の選挙は先例によりまして、その手続きを省略し、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○徳安委員長 御異議なしと認めまして、さういふ決します。

大島 秀一君 荻野 豊平君
三鋼 義三君
を理事に指名いたします。

本日はこれにて散会し、次会は公報をもつてお知らせいたします。
午前十一時四十八分散会